

要保護・準要保護就学援助 についてお知らせします

南部町では、小中学校へ通学している児童、生徒のいる経済的にお困りの世帯を支援する就学援助があります。

■対象となると思われる世帯

①生活保護を受けている世帯、または生活保護が停止、または廃止となった世帯

②市町村民税の非課税世帯、固定資産税の減免・国民年金の掛け金の免除を受けている世帯

③保護者が倒産、病気等の理由により失業し、収入が著しく減った世帯

※上記に該当しても、世帯の収入状況により、援助の対象とならない場合があります。

お問合わせ先

教育委員会事務局(天萬庁舎)

TEL 64-3787

就学校の変更について

小中学校へ入学、または在学する児童・生徒は、本人の住所地の属する校区の学校に通学することになっていますが、保護者の申立により、教育委員会が事由相当と認めるときは、指定した小学校、または中学校を変更することができます。

※希望される方は南部町教育委員会へご相談下さい。

お問合わせ先

教育委員会事務局(天萬庁舎)

TEL 64-3787



青年国際交流事業に 参加しませんか?

内閣府では、日本と世界各国の青年との交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野と国際協調の精神を身につけた次代を担うにふさわしい青年を育成するため、青年国際交流事業を実施しています。

青年のみさんが、この事業に積極的に参加し、その経験をいかして地域、職域、学校又は青少年団体等において国際交流活動、青少年活動などを活発に行い、社会に貢献されることを期待しています。

現在、平成21年度に実施する「国際青年育成交流」(9月)、「日本・中国青年親善交流」(9月)、「日本・韓国青年親善交流」(9月)、「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」(11月)、「世界青年の船」(平成22年1~3月)、「東南アジア青年の船」(10~12月)の参加青年を募集しています。

詳細については、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付国際第1担当(TEL03-3581-1181、<http://www.cao.go.jp/koryu/>)または鳥取県交流推進課(TEL0857-26-7030)までお問い合わせください。

社会人のみなさま “とりたん”で学びませんか?

鳥取短期大学では、大学で学ぶことを希望する社会人(22歳以上)の方を対象としたAO方式による入学生の募集を行っています。

AO方式とは、筆記試験や面接試験と異なり、入学を希望する方と直接面談を行い、志望学科の教育内容を十分に理解していただく

とともに、学科側も入学を希望する方の意欲・適性などを多面的・総合的に評価した上で入学を決定する方式です。入学者には年間20万円の奨学金が支給されます。さらなる学びを求めておられる社会人のみなさま、学ぶ意欲は持ちながらも、いま一歩を踏み出せないでおられるみなさま、まず、ご相談においでください。みなさまの新たな可能性の発見をお手伝いいたします。鳥取短期大学で一緒に学んでみませんか?

■募集学科・専攻

※国際文化交流学科 ※生活学科 情報・経営専攻 ※生活学科 住居・デザイン専攻 ※幼稚教育保育学科(尚、生活学科) 食物栄養専攻は予定人員となりましたので、募集を終了しました。)

■募集人員

各学科・専攻それぞれ若干名(予定人員になり次第募集を終了します)

■社会人奨学金制度があります

すべての社会入学生に、年間20万円の奨学金を支給します。(最大2年間)

■2年間で取得可能な資格

(学科・専攻によって異なります。)
ようちえんきょうゆ 幼稚園教諭二種、保育士、栄養士、図書館司書、上級情報処理士、ウェブデザイン実務士、ビジネス実務士、中学校教諭二種免許状(英語)、学校図書館司書教諭、二級建築士受験資格、など ※その他各種検定資格にもチャレンジします。

資格や入試などについてお気軽にお問合わせ下さい。

お問合わせ先

鳥取県倉吉市福庭854

鳥取短期大学入試広報課

TEL0858-26-9171